

平成30年度 第5回天竜区協議会

次第

日時：平成30年8月29日（水）

午後2時00分から

会場：天竜区役所 21・22 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議 事

(1) 答申事項

財産譲与に伴う熊財産区の廃止について【資料1】

(2) その他

ア 出前講座（空き家で近隣に迷惑をかけないための講座）

イ 地域課題について

5 その他

(1) 次回開催予定

日時 平成30年9月26日（水）午後2時

会場 天竜区役所 21・22 会議室

6 閉 会

【資料 1】

第 1 0 号様式

天 区 協 第 6 号

平成 3 0 年 8 月 2 9 日

浜松市長

天竜区協議会

会 長 藤原 昌仁

諮問事項に対する答申について

平成 3 0 年 7 月 2 5 日付け浜市協第 7 2 号で当協議会に対して諮問のあったことについて、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 1 1 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 答申内容 別紙第 1 1 号様式のとおり

第 1 1 号様式

諮問事項に対する答申書

天竜区協議会

件 名	財産譲与に伴う熊財産区の廃止について
諮 問 内 容	<ol style="list-style-type: none">1 特定非営利活動法人夢未来くんまに熊財産区の全ての財産を譲与し、平成 30 年 12 月末日をもって熊財産区を廃止する。2 浜松市熊財産区管理会の設置等に関する条例を廃止する。3 浜松市特別会計条例を一部改正する。4 熊財産区廃止に伴う平成 30 年度一般会計及び特別会計の清算にかかる予算の補正をする。
答 申	諮問内容について審議の結果、適切であると認めます。
備 考	

天竜区協議会

出前講座「空き家で近隣に迷惑をかけないための講座」

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、空家法）に基づく説明資料

1 「空家等」とは

人の居住や店舗、倉庫等として使用するなど建築物として、現に意図をもって使用していないことが、長期間（おおむね年間を通じて）継続している状態の建築物

～国のガイドラインより～

- ①現に居住していないが、たまに換気のために訪れている。
→「使用」ではなく「管理」行為であるため、空家等に該当する。
- ②現に居住していないが、所有者等が時々出入りして物置として利用している。
→物置として使用しており、空家等に該当しない。
- ③盆暮れ、正月などに年に1、2度帰省し先祖の供養のため宿泊する。
→居住、その他の使用がなされていることから、空家等に該当しない。

2 「特定空家等」について

倒壊等著しく保安上危険な空家等を「特定空家等」に認定し、指導等をおこなう。
例えば、部材の損壊や不同沈下等により、建築物に著しい傾斜がある場合

3 浜松市の空き家状況

戸建住宅総数：302,730戸

戸建空き家数：12,170戸

区別空き家数

区	戸建住宅総数（戸）	戸建空き家数（戸）
中区	107,840	3,230
東区	47,980	1,070
西区	38,080	1,850
南区	35,520	1,060
北区	31,660	1,520
浜北区	30,370	1,060
天竜区	11,280	2,380

平成 25 年住宅土地統計調査（総務省）

4 即時執行

空家法では認められていない。

指導、勧告、命令の手順をとらなければならない。

5 借地の空家等

土地所有者は、建築物を除却等する権原がない。

相続人が、何もしてくれない → 当事者間で調整、または裁判等

相続人が行方不明等 → 相続財産管理人制度

6 所有者等がない空家等について

利害関係人がいる場合、次の方法での解決が考えられます。

①不在者財産管理人：所有者が行方不明

②相続財産管理人：所有者が死亡し、相続人が確知できない

申請人：①、②ともに利害関係人（債権債務者）

費用：30～100万円

国道 152 号法面崩壊の現状と今後について

平成30年8月29日

天竜土木整備事務所

国道 152 号[天竜区龍山町瀬尻地内]の法面崩壊につきまして、現在の復旧工事の状況と今後について報告いたします。

◆ 現在の進捗状況（8月下旬現在）

法面の崩落を防ぐためのアンカー工の設置作業を行っています。



現在の現場状況（8月22日現在）



現在の作業状況（8月22日現在）

◆ 今後の予定について

これまで作業人員を増員するなど復旧工事の進捗を図る様々な取組を実施してまいりました。その結果、当初予定していた11月下旬の片側交互通行での通行再開が早まり、通行再開予定が10月下旬の見込みとなりました。（下記、工程表参照）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
準備工	→					
法枠工	←	←	←	←	←	←
アンカー工			←	←	←	←
崩土除去			←	←	←	←
防護柵工					←	←

※上段黒色：当初工程、下段赤色：実線は実施工程、破線は計画工程

・今後も随時情報提供を行ってまいります。

また浜松市ホームページにも情報を掲載しています。（毎週金曜日更新）

<http://www.city.hamamatsu/shizuoka.jp/>

■ 問い合わせ先

浜松市土木部天竜土木整備事務所 電話 053-926-1561